

税

税務課から6月上旬に
納税通知書を送付します

税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成23年度分の国民健康保険税(国保税)と住民税(町県民税)の納税通知書(納付書)を対象者に6月上旬に送付します。納付書が届いたら納期限内に納付してください。

国保税の納付書を送付します

国民健康保険(国保)に加入している人ごとに算定を行い、これらの合計が世帯主に課税されます。制度上、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税は世帯主に課税されますので、ご了承ください。

また、世帯の中で社会保険に加入・脱退などがあつたときは、国保税が変更になります。加入・脱退から14日以内に健康・保険課または武

蔵ヶ丘支所に届けてください。

町県民税の納付書を送付します

町県民税は、平成23年1月1日現在、本町に住所を有する人に課税されます。また、平成23年1月2日以降、本町に転入した人は、平成23年1月1日に住んでいた市区町村から住民税の納付書が送られてきます。なお、会社などに勤めている人で、町県民税が会社から天引きされる人は、会社から通知書が渡されます。

平成23年度から国保税の課税限度額が変わります

国民健康保険税の負担の均衡を保つため、国民健康保険税の課税限度額が下表のとおりとなります。税率も上がり、納税者にはご負担をおかけしますが、よろしくお願いします。

	改正前→改正後
①医療分	50万円→51万円
②後期高齢者支援金分	13万円→14万円
③介護分	10万円→12万円

①医療分…病気やケガをしたときの医療の財源となる保険税
②後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度に対する支援金を負担するために納めていただく保険税
③介護分…介護サービスの財源となる保険税で、40歳から64歳までの国保加入者が対象

所得証明書・課税証明書を発行します

平成23年度(平成22年中の所得)分の所得証明書・課税証明書などの各種証明を6月から発行します。

介護

介護や健康・医療など高齢者の暮らしを支える
地域包括支援センターをご利用ください

介護保険課 介護予防係内 地域包括支援センター ☎(232)2366

介護保険課内に地域包括支援センターを設置し、各専門職が高齢者の皆さんを支援しています。さまざまな事業を行っていますので、ぜひご利用ください。

町では、介護や健康・医療などさまざまな面から、地域で暮らす高齢者の皆さんを支えるための拠点として、地域包括支援センターを介護保険課内に設置しています。

地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門職が、チームとなって高齢者の皆さんを総合的に支援します。



▲いきいき健康教室(ふれあいの森研修センター)

主な事業

- ① 介護予防事業
寝たきりにならないように健康づくりや介護予防についての支援を行っています。
 - ② 包括的・継続的ケアマネジメント事業
地域のケアマネージャーへの指導・支援や、医療機関などの関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいます。
 - ③ 虐待防止・権利擁護事業
高齢者虐待の早期発見、訪問販売や悪質な詐欺商法被害の未然防止などに努めています。
 - ④ 総合相談事業
高齢者の相談や悩みに答えます。
- その他、認知症サポーター養成講座や要支援者マネジメント、健康づくりのための介護予防生が、運動教室通所事業、見守りを兼ねて食事の配達を行う配食見守りネットワーク事業なども行っています(利用要件があります)。

男女

チャンスを分かち、未来を拓こう
男女共同参画週間6月23日(木)～6月29日(水)

総務課 男女共同参画推進係 ☎(232)2111

性別にかかわらず、町民一人一人の権利が尊重され、男女が対等にあらゆる場に共に参画でき、個性と能力を発揮できる社会を目指しましょう。

国では毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。今年度の「男女共同参画週間」のキャッチフレーズは、「チャンス分かち、未来を拓こう」です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」。その実現のためには、国や県、町だけでなく、町民の皆さん一人一人の取り組みも必要です。

町民の皆さんにその取り組みの輪を広げてもらうため、男性と女性が、それぞれに自立した一人の人間として、互いの個性を認め合い、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にとらわれず、お互いに社会のパートナーとして認め合う意識を持ち、「男女共同参画社会」の実現に向けて、私たち一人一人が歩みを進めていきましょう。

消防

地域を守る消防団
菊陽町消防団員を紹介いたします

総務課 交通防災係 ☎(232)2111

今年には総勢405人の新体制が発足し、団長に吉岡静也さん、副団長に有村英敏さんが再任されました。また、副団長が2人体制となり、大野慶一郎さんが就任されました。第1分団から第5分団の分団長と副分団長は次のとおりです(敬称略)。



団長 吉岡 静也



副団長 有村 英敏



副団長 大野 慶一郎



分団長 大塚 敏



副分団長 福岡 博信



分団長 関 晴夫



副分団長 島川 貴文



分団長 塚脇 康晴



副分団長 東矢 浩伸



分団長 大塚 敏



副分団長 福岡 博信



分団長 関 晴夫



副分団長 島川 貴文



分団長 古閑 智治



副分団長 大久保 学



分団長 坂本 亮太



副分団長 齊藤 大典

平成23年度
男女共同参画週間
6月23日(木)～29日(水)
の1週間は、「男女共同参画週間」です。
本年度の男女共同参画週間は、「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)の推進を重点とします。

キャッチフレーズは
「チャンス分かち、未来を拓こう」
です。

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。しかし、日本では他の先進国と比較して、指導的な立場で活躍する女性が少ないのが現状です。このため、社会の様々な活動に参画する機会を改善するため、必要な範囲において、女性に積極的に機会を提供する取組を「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)と呼び、企業、団体、地域社会などで推進することが求められています。

●内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/>